

平成29年第1回豊頃町議会定例会会議録（第3号）

平成29年3月9日（木曜日）

◎議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2	陳情第1号	「所得税法第56条及び関連条項の見直しを求める意見書」の提出を求める陳情
日程第 3		一般質問
日程第 4	意見書案第1号	所得税法第56条及び関連条項の見直しを求める意見書
日程第 5		委員会の閉会中の所掌及び所管事務調査の申し出 （議会運営委員会及び各常任委員会）
日程第 6		会期中の閉会

◎出席議員（8名）

1番 中村純也君	2番 小笠原茂人君
3番 坂口尚示君	4番 相澤昌幸君
5番 岩井明君	7番 大崎英樹君
8番 大谷友則君	9番 藤田博規君

◎欠席議員（1名）

6番 菅谷誠君

◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	宮口孝君
副町長	石田貢君
教育長	菅原裕一君
農業委員会長	竹下昌徳君
代表監査委員	山口浩司君
総務課長	和田宏樹君
企画課長	柄崎明久君
住民課長	矢野利治君
福祉課長	岩城光洋君
産業課長	山本芳博君

施 設 課 長	渡 部 邦 生 君
会 計 管 理 者	佐 藤 孝 夫 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	高 倉 明 君
教 育 委 員 会 教 育 課 長 補 佐	廣 澤 行 位 君
子 育 て 支 援 所 長	下 重 博 光 君
消 防 署 長	佐 藤 則 仁 君

◎職務のために議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長	中 川 直 幸 君
庶 務 係 長	沢 崎 真 司 君

◎ 開議宣告

- 藤田議長 これから、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 諸般の報告

- 藤田議長 議事に入る前に、諸般の報告を行います。
事務局長に諸般の報告をさせます。
中川事務局長。
- 中川事務局長 諸般の報告を申し上げます。
6番菅谷誠議員から、本日の会議を欠席する旨の届け出がありましたので、御報告いたします。
以上です。
- 藤田議長 これで、諸般の報告を終わります。

◎ 会議録署名議員の指名

- 藤田議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、3番坂口尚示議員及び4番相澤昌幸議員を指名します。

◎ 陳情第1号

- 藤田議長 日程第2 陳情第1号「所得税法第56条及び関連条項の見直しを求める意見書」の提出を求める陳情の件を議題とします。
本件について、委員長の報告を求めます。
中村総務文教常任委員長。
- 中村総務文教常任委員長 陳情審査報告書。
本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第95条の規定により報告します。
記。
 - 1、陳情受理番号。陳情第1号。
 - 2、付託年月日。平成29年3月3日。
 - 3、件名。「所得税法第56条及び関連条項の見直しを求める意見書」の提出を求める陳情。

4、審査の結果。採択すべきものと決定。

5、委員会の意見。所得税法第56条は、家長制度の廃止による個人単位主義を原則としたことで、家族間での所得の分散や不当な累進課税逃れを防止する趣旨から制定されたが、女性の社会進出や家族観など社会通念もその当時とは大きく変化しており、家族従業者への対価の支払いは必要経費に算入しないとする本条及び関連条項の見直し、家族従業者の働き分（自家労賃）を必要経費とするよう求めることは、家族従業者で営む中小業者にも有益と判断されることから、願意妥当としたものである。

以上。

●藤田議長 これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（討論なし）

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、陳情第1号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は、採択とするものです。

お諮りします。

本件は、委員長の報告とおりに決定することに御異議ありませんか。

（異議なし）

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、陳情第1号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

◎ 一般質問

●藤田議長 日程第3 一般質問を行います。

1項目ごとに発言を許します。

通告順番1、5番岩井明議員。

●5番岩井議員 私は、2点について質問をさせていただきます。

初めに、学校給食の無償化についてお伺いいたします。

経済的な理由で生じる子供の食生活の格差は非常に大きく、学校給食にはその格差を縮める機能があると、私は考えているところでございます。日本の学校給食は、もともと欠食児童への救済から始まりまして、戦後、全ての子供の栄養の改善を目的とする普遍的制度になり、大きな前進を迎えるに至ったと聞き及んでおります。

最近、人口の少ない町村を中心に、給食費の無償化が進んでおりますけれども、無償化した自治体の担当者からは、周囲の目を気にして生活保護や就学援助を受けることをためらっていた家庭に給食費を督促する必要がなくなってよかった、このような話もあると聞いております。

他国のお話になりますので、日本には関係ないと言われるかもしれませんが、趣旨は立派なものですので御説明申し上げますけれども、お隣の韓国では、多くの自治体が小中学生の給食を無償化にしておりまして、財閥の子も無料にするのかという批判もあったそうです。しかし、貧しい子供だけが無料の給食を申し込む方式は、貧困のレッテル張りにつながり、子供の自尊心を傷つけるとの観点から、全員が無償に参加することでレッテル張りを避けられるという意義に社会が賛同して、無償化が広がっていると聞き及んでおります。

日本では家庭が負担している給食費は材料費です。人件費や施設・設備費は、既に税金で賄われております。材料費まで無償にすれば、その分税金を割かなくてはなりませんけれども、子供の医療費などと考え方は変わらず、将来の心身の健康に直結する子供時代の食生活は社会奉仕だと考え、自治体で費用を負担するという道筋を本町においても検討してもいいのではないかと、このように考えております。

そこでお伺いいたしますけれども、学校給食の無償化が進められている自治体が管内にもあると伺っておりますけれども、本町としての学校給食費の無償化に対する取り組み等についての見解をお伺いいたします。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 答弁を申し上げます。

学校給食につきましては、御案内のとおり、児童生徒の心身の健全な発達や日常生活における食事について、正しい理解と望ましい習慣や、学校における食育の推進を図ることを目的としております。このために必要な経費のうち、本町では給食センターの施設整備・運営に係るものは町が、給食のための食材に係るものは保護者に負担していただいているのが現状であります。

現在、十勝管内では、この保護者負担をいただく学校給食に対して、全額補助、つまり無料でございますが、3町村ございます。また、一部補助している町村が4町村ございます。いずれの町村も保護者の経済的負担の軽減を図る子育て支援の一環として行われているわけでありまして。本町は、給食費に対する補助を行っておりませんが、小学校、中学校における修学旅行の補助、さらには高校生における助成金など、それぞれ町独自の保護者に対する経済負担の軽減を図っているところでございます。

また、給食費とは別に予算化しておりますふるさと給食は、郷土愛や地場産業への理解を深めることを目的に、平成21年度から実施しているわけでありまして。今後

おいても、これらの事業はもちろんでございますけれども、学校給食においても給食費の負担軽減を含め、食に関する重要な位置づけを認識しながら、さらに充実した学校給食事業を推進するように考えております。

なお、本町では、1食、約230円前後で、この料金につきましては管内でも大体真ん中ぐらい、中学校におきましては265円ですけれども、管内では安い町村に入っているかというふうに思っております。

いずれにいたしましても、これから先の給食の問題につきまして無料にするかしないかは、本年は改選期でございますので、その辺の答弁は差し控えたいというふうに思います。

以上でございます。

●藤田議長 岩井議員。

●5番岩井議員 今回は改選期ということで、骨格予算ということで、これ以上の申し入れは避けたいと思っておりますけれども、ただ、どう変わろうと、前向きにさせていただきたいということは申し上げておきたいと思っております。

次に、率直にお伺いしますけれども、昨年6月定例会の一般質問において、町長は、高校生までの医療費無料化について、各町村の動向を見て前向きに検討したいと述べられておりますけれども、その後の対応についてお伺いいたします。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 子どもの医療費無料化の拡大についてでございますけれども、議員も御承知のとおり、本町では出生から乳幼児期まで、それぞれに成長された子供の健全な育成と子育て世代への負担軽減のために、平成22年度から中学生までの医療無料化を実施しております。

御質問のありました無料化対象の高校までの拡大につきましては、現在のところ平成28年度十勝管内では、4町村が高校まで無料化をとっております。また、残る14町村が中学まででありますけれども、1市が小学校までというふうに資料で伺っております。また、全道的には、約27%が高校までの対象になっておりますが、非常にこの問題は、国保の問題につきましては奥が深いといいたいまいしょうか、現在、こういったサービスを積極的に無料にしますと、国からの医療給付負担金が減額される予測もあります。

したがって、本町では高校に行かれる方が約60名前後ですので、年間トータルすると、そんなに厳しい金額でございませぬけれども、これから国民健康保険、御存じのとおり北海道が広域で一本化になります。それによって、また、いろいろと試算の仕方も違ってきますし、仮に無料化にすれば、それだけ町村に財政力があるということで、国からのそういった交付金の減額措置もまだはつきりとはしておりませぬ

けれども、そういう情報も入っております。今後、また、十分検討しながら、この問題につきましても私の賞味期限がありますので、先のこととは言えませんが、前向きで検討していかなければならないというふうに思っております。

以上です。

●藤田議長 岩井議員。

●5番岩井議員 今回は、先ほども申したとおり骨格予算ということで、先が見えないという形ですので、これ以上の追及は、また6月議会でしっかりとやらせていただきたいと思っておりますけれども、高校生の無料化に対しましては、現町長の時点で120万円程度でできるという回答もありまして、新聞にもしっかりと載った経緯もありまして、関係者の親御さんたちからも期待されている部分もありまして、そういうことでもありますので、私も前向きにとらえて、確かに国からのペナルティもあることも承知しております。しかし、前向きにとらえてやっていきたいと思っております。

子育て世代を大切にすまちづくり、このまちづくりに必要なのは、他の自治体の動向よりも町民の暮らしを守るための施策でありまして、学校給食費の無料化や子供の医療費無料化拡大についても前向きに検討ではなくて、前進させることが自治体としての責務と考えております。

そういうことで、今後も6月議会で、この形で積極的に申し入れをしたいと思っておりますけれども、町としても今後もしっかりした対応をしていただきたいということを申し上げたいと思っております。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 高校生までの無料化については、各町村ともそれぞれ前向きな検討をしております、やはり私は全道一斉、また国が高校生まで無料化にすべきだというふうに考えております。各町村で無料化した分だけ、そういった国からの交付金の減額措置の形をとるということになれば、どうしても福祉に対する財源が厳しくなってきますし、限られた財源の中で永久的に無料、無料、無料というふうになれば、財政そのものが破綻する危険もありますので、できるだけ負担できるものは負担していただき、また、経済的に厳しいそういった環境におかれている御家庭の方については、それなりの措置をとりながら、町民の暮らしを守っていきたいというふうに思っております。

以上です。

●藤田議長 岩井議員。

●5番岩井議員 終わります。

●藤田議長 一般質問を続けます。

通告順番2、2番小笠原茂人議員。

●2番小笠原議員 それでは、本日、私の用意いたしました質問を1項目ごとにさせていただきます。

平成30年度、国民健康保険の運営が都道府県単位に移管・再編される場合の保険料の仮算定結果についてお聞きいたします。

国は、国保財政の悪化を背景に、平成30年度より運営主体を都道府県に移管することといたしました。道は、市町村間の保険料差を平準化するため、国民健康保険料の仮算定結果を公表し、我が町においては増額との試算であります。町民は、自治体の努力分が、今後の緩和措置などにより保険料にどう反映されるのか、注目しているところであります。医療費の削減などに取り組んでいる自治体の町長として、道に対してどのような支援策を要請しているのか、町長にお聞きいたします。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 答弁申し上げます。

国民健康保険の広域化につきましては、安定的な財政運営及び市町村間の保険料の格差を平準化させるため、都道府県が運営の中心となり、その役割を担い、制度を安定化させることが目的でございます。道は、保険料仮算定に当たりまして、道内の各市町村の保険料を平準化させるために、全道で国保加入者の公平な負担へ近づけることとしており、その結果が公表されたところでございます。

各市町村の保険料の算定につきましては、国のガイドラインに示された算定方式を基本として、所得水準や被保険者数、世帯数の占める割合で算定されます。また、特定健診の推進や疾病予防対策、収納率の向上など、国保固有の構造問題の解消に向けた各市町村独自の取り組みを促進するために、努力をする市町村保険者に支援金を交付する制度も始まります。

保険料の算定に必要な所得水準の調整方法や激変緩和の考え方など、北海道及び国の協議は、今、現段階でも継続しておりますが、正式な回答は出ておりません。国民健康保険制度については、町民の生命と健康に対する安心を確保するために、本町におきましても今後の動向を注視しながら、十勝町村会においても協議をし、オール十勝を基軸として、必要な要望を行っていききたいというふうに考えております。

また、十勝管内でも町村によっては、それぞれチームをつくりながら、道、国に要請しているところもあると新聞報道で見えておりますが、私も国保のほうの十勝の役員をしておりますが、過日も北海道の幹部と話し合いをいたしましたけれども、なかなか全道一斉に行うということになれば、被保険者が安定した職業といいましようか、本町の場合でしたら農業、漁業等の所得のある程度の確保できる分については、どうしても今までの保険料よりも上がる試算で出ております。

ただ、国保というものは御承知のとおり、全ての保険者の根幹となるのは、やはり

相互扶助の精神が一番大切ではないかというふうに思っているわけです。したがって、お互いに助け合うことによって国保が成り立つ関係上、今までと同じような料金、または下がるところ・上がるところ、これは町村によってそれぞれ、さまざまあると思いますが、できるだけ激変緩和の措置をとっていただいて、何年後かにはやっぱりそういう体制になろうかと思っておりますけれども、当分の間はそういう形で国、道に要請していきたいというふうに思っております。

以上です。

●藤田議長 小笠原議員。

●2番小笠原議員 ただいま宮口町長に御答弁をいただきました。

お話は伺いましたけれども、道は昨年11月、1回目の移行後の市町村ごとの1人当たりの保険料と、所得200万円、夫婦2人モデル世帯の保険料の試算額を公表いたしました。ここにことし1月24日の地方紙のコピーがあるわけですが、これを見ますと、豊頃町は2016年度、国保料28万1,800円であったのが、2018年度、仮算定では36万2,500円と、28.6%増加しており、十勝管内においても上から5番目に高い増加率であります。

特に、国保料仮算定において、増加率の高い南十勝の4町村においては、仮算定の見直しを道に要請したとなっておりますが、先ほど町長も言っておられましたが、このように町村ブロックごとの町村長の連合的な要請活動については、非常に効果的なことであるのか、町長の考えをお聞きいたします。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 国保、先ほど申し上げましたとおり、北海道が最終的には広域で一本化になるということで、町村の財政力において、非常に今言ったとおり格差があって、多少、国保に入っている被保険者の生活が豊かといいましょうか、所得のある方については、どうしても所得の低い町村の分もかぶるような形になります。これは先ほど言った相互扶助の精神から、仕方がないというふうに思っておりますが、私どもは法律の改正に基づいて一気に上がるのではなくて、やっぱりそういった今まで努力した町村においては、できるだけ激変緩和して、何年後かには調整させていただくと思っておりますけれども、そういった財政措置をとるようなことで、十勝町村会でも当然、国、道に要請しているところでございます。

以上です。

●藤田議長 小笠原議員。

●2番小笠原議員 先ほどの町長の答弁の中に、宮口町長は、十勝地区の国民健康保険協議会の代表者であるという話をお聞きしております。当然、そういった中には市町村長の方々がおるわけございまして、今回のように南十勝の町長さん方が、いわ

ゆる連合体で要請活動を行ったと。それぞれやはり保険料については、増額になっている市町村については、ある程度徒党を組んだほうが、要請活動として効果があるのかということで、先ほどお聞きしたわけでございますけれども、それぞれ保険料が増額になっている町村長の方が、要請行動を連合的に行うということについて、この見解について町長の考え方をお聞きしたかったわけですが、いかがでしょうか。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 南十勝のほうでそういった連合というか、高い町村の方々がチームを組んで陳情いたしましたけれども、最終的には町村会一本となって陳情することになりましたので、今後、十勝管内の場合、チームを組んで陳情することは、恐らくないというふうに私は思っております。

いずれにいたしましても、十勝一丸となってやるわけでありませんが、どうしても十勝だけを考えても非常に格差があって、小さな町村は病院の数も少ないですし、また、予防等についても積極的にやっています。人口の多いところは、どうしてもそういった形では、なかなかできないのが現状かというふうに思っております。

また、被保険者の職業からいっても本町の場合は、先ほど言いました農業の方、商業の方もいらっしゃるけれども、他の町村から見ると、財政的にしっかりしている関係上、どうしても国保の負担が多くなるという形になろうかと思えます。いずれの時点で正式になるかわかりませんが、できるだけ今まで努力された町村については、それなりの激変緩和なりしていただいて、いずれは北海道、広域ですので平準化になろうかと思えますけれども、今の段階では、そういった要請を続けていきたいというふうに考えております。

以上です。

●藤田議長 小笠原議員。

●2番小笠原議員 御答弁いただきました。

宮口町長が、十勝地区国民健康保険協議会の代表者であるというお話も聞きましたので、今後も、ことし10月の本算定に向けて、改選期ではありますけれども、激変緩和措置や医療費削減などに取り組む自治体への支援策など、強く要請をしていただけるものと期待しております。

我が町においても国民健康保険の運営につきましては、平成26年度、平成27年度に比べると、平成28年度は医療給付費、高額医療費ともに支出が減少傾向にあるわけでありまして、高所得層の農業者の割合が多いと、どうしても所得が高く、医療費が高いという傾向になりますので、支払える能力が高いと評価されてしまいがちであります。ことし2月に、2回目の仮算定結果が公表されたと聞きますが、豊頃町において激変緩和措置後の国保料の算定額と増減率はどのようになっているの

か、実数もここで聞かせていただければよろしいかと思いますが、町長にお聞きいたします。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 今までの国保税につきましては、医療費にかかる分から国なり道の差し引いた残りが町村、つまり町村の国民健康保険に入っている方が負担するわけでありまして、その年その年によっては相当動きがありますが、通常3年なり3年間見込んで、そういった国保の財政運営を賄っております。ここで、どのような形になってどうなるかは、全く数字的には厳しいものがありますから、答弁することはできませんけれども、いずれにいたしましても今、国の考え方としては足りない部分だけ、例えば一般財源から出しますよということは、固く禁じられておりまして、なかなかそれができないと。どうしても国保の入っている方から、そういった国保税を取らざるを得ないのが現状であります。

今後、どういう形に国が推移するかわかりませんが、できるだけ町としても先ほど申しましたように、多くの負担がかからないように努力はいたしますけれども、北海道は一つになりますと、これはどうしようもない形であります。やっぱり所得のある方からは、負担を求められるのが国保税でございますので、その辺も御理解していただきたいというふうに思います。

以上です。

●藤田議長 小笠原議員。

●2番小笠原議員 ただいま御答弁いただきました。

ことし2月に、2回目の仮算定結果が公表されたと聞いておりますので、いわゆる激変緩和措置後の国保料の算定額、いわゆる豊頃町の分でございますけれども、担当者からでも金額的なことをお聞きできないか、その辺、御答弁よろしく願いいたします。

●藤田議長 岩城福祉課長。

●岩城福祉課長 私のほうから答弁させていただきます。

現在、本町の国民健康保険税、平成28年度ベースですが、医療費分、約1億7,000万円強が国保税の収入額となっております。1回目の仮算定、昨年11月の時に本町が集めなければならない税金の数值が、約1億円増の2億7,000万円ほどと公表されております。結果、2回目、2月に算定された分は限度額を超える所得を除いた後で算定したもので、約6,000万円弱に減っております。1億円増が6,000万円ほどに圧縮されているという状況になってございます。数字にして、1人当たりの保険料に直すと、2回目の仮算定の数字が13%の伸びにおさまっております。その13%を道は激変緩和措置で、5%を超える町村は5%に据え置こう

と、ただし、6年間だよということで、新聞等にも報道されてございます。ということで、1人当たりの保険料に直すと、2回目の仮算定後は21万円ほどの保険税、激変緩和をされると19万6,000円ほどの保険税ということになってございます。

以上です。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 今、課長が答弁したのは、あくまでも、現在の所得が動かない場合の算定でありまして、病院にかかる医療費が豊頃の場合は下がれば、皆さんの負担下がります。ただし、北海道が一つになった場合は、豊頃だけで極端に言ったらもがいても、それは何というか、論理にならないような形。あくまでも豊頃町の国保に入っている人の所得が現状であれば、そして病院にかかる医療費も現状の数字でやれば、こういう形になりますよということでありまして、今、北海道で積算したり新聞報道にしているのは、あくまでも予測をされた数字でございますので、仮に私どもの町に道から広域になって、幾ら幾ら、1億何千万円必要ですといったら、今度うちのほうでどういった捻出の仕方がするかというのは、また、所得割、資産割、いろいろやりますので多少変わってきます。

ですから、農業の方からいけば、その年の農業の所得が低ければ、農業の人が下がって、ほかの別の職業の人が上がる場合もあります。要するに豊頃町から、国のほうで道のほうで、豊頃町は何億円を負担してくださいと言いますから、その段階で豊頃町の積算をしなければならぬですから。ただ、今までの経緯を見ると、豊頃町の場合所得がありますから、当然、負担率が高くなるような形になります。

ですから、新聞報道でもされておりますけれども、どのような形になるか道は試算しておりますけれども、正式に決定するのは、まだ時間がかかるというふうに思っておりますので、御理解いただきたいというふうに思います。

●藤田議長 小笠原議員。

●2番小笠原議員 ただいま福祉課長、それから町長にも御答弁をいただきました。

あくまでも試算額では減額された形となっておりますが、あくまでも激変緩和措置あつての算定額でありますので、構造的に国保加入者の高い所得水準が背景にありますので、将来的には増額は免れないことであるのかなというふうに思っております。

もともと国民健康保険は、農業者や自営業者向けの医療保険制度として発足したわけでございますけれども、現在では非正規労働者や75歳未満の高齢者が多くなっており、サラリーマンが加入する被用者保険に比べると、全国的には平均年齢が高いため、医療費の水準も高めであります。

また、所得に対する負担率が高いため、収納率が低くなり、国保財政運営悪化の原因にもなっていることから、再編による財政規模を拡大することで、財政基盤を安定

させることが思惑としてあります。

しかしながら、町民の健康管理や医療費の削減などに取り組む自治体が、必要以上の国保料金を住民に負担させるのでは、不平不満が出てもおかしくありません。今後、道は、2019年度以降2023年まで財政支援策を続け、保険料の急激な上昇を抑える施策を目指すとのことでありますが、町村の加入者の不公平感が解消できるよう特段の計らいをお願いしたく、宮口町長には十勝の代表として、改選期ではありませんけれども、今後とも要請をしていただき、御協議をお願いしたいと思います。

以上を申し上げて、この件についての質問を終了させていただきます。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 私の町、高齢者が非常にふえてきまして、参考までですけれども、高齢者に係る医療費は多分、1人、80万円以上かかるのではないかというふうに思っております。逆に、若い方については20万円以下ぐらいで、平均すると済むわけでありまして。特に、国保税は多少高くなっても、やはり町民が健康であることが一番大切でないかというふうに思っております。これからも、予防関係に対する指導なり保健指導は、ほかの町村に負けないぐらい豊頃町も頑張っていかなければならない。

ただ、先ほども申し上げましたとおり、北海道が一つになりますと、なかなか豊頃町だけ、高いなというわけにもいかないわけですが、今後、先ほど小笠原議員がおっしゃるとおり、やはり、今まで努力した町村については、それなりの激変緩和のものを取り入れて、国も財政的な支援をしていただけないかというふうに思っております。

ただ、私の町で一般財源を国保だけに入れるということになれば、社会保険の方もいらっしゃいますので、なかなかそういうことも財政上、理屈が合わないような形になります。しかし、国保が、約1,000何世帯が、800世帯かな、ちょっと世帯数記憶ないのですけれども、できるだけ町民に負担のかからないような努力を重ねていきたいというふうに考えております。

以上です。

●藤田議長 小笠原議員。

●2番小笠原議員 ただいま町長に御答弁をいただきました。

我が町は、農業者が多いということで、どちらかというところ、国民健康保険料の負担額は大きいものがございます。健康で病院にかかっていないのに保険料を、高額な保険料を納めなければならないという、いわゆるちょっと不合理な関係かなというふうにも思うこともございますけれども、本年、新しい年度から、山本馨先生という新しい医師が着任してまいります。また、医療機関においても、また、健康管理の面においても期待するものがあります。それに思いをはせて、この質問を終わらせていただ

きます。

次の質問でございますが、議長、よろしいでしょうか。

●藤田議長 続けてください。

●2番小笠原議員 それでは、次の質問でございますが、コミュニティバスの高校通学者の利用に関する試験運行の検討結果と今後の計画についてお聞きいたします。

平成28年度において、高校通学バスに関するアンケート調査の結果により、通学バスの運行は見合やすこととしたとお聞きしておりますが、その後、コミュニティバスの高校通学者の利用における試験運行を実施しているとのことではありますが、検討結果と今後の計画について、町長に伺います。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 答弁申し上げます。

高校通学バス運行につきましては、今まで数回にわたって検討してまいりました。特に、昨年5月に関係各担当者による地域公共交通検討会議を設置しまして、まずは利用者ニーズを把握するために、7月に保護者対象とするアンケート調査を実施しております。アンケート調査では、こどもプラザ駐車場から乗車し、幕別及び池田高校まで、それぞれの計算をしておりますが、特に高校一、二年及び来年度進学する中学3年生を持つ保護者、約70世帯を対象とした結果、回答率は44%でありましたけれども、バスを利用する回答は回答率のうちの45%でございました。

保護者の意見としては、ぜひ運行してほしいという方、さらにはまた、現在、下宿している高校生でも通学できるようにしていただきたい。一方、その反面、保護者が送るより早く家を出なければならない、また、高校は本人の意思で決定することありますからということもあるし、さらには乗車場所まで遠く、不公平であるというふうな意見も出ておりました。

したがいまして、今後は、どのようなことで運行すればいいか思案をしておりますけれども、農村部はもちろん巡回できませんけれども、例えば中央区、豊頃市街についても巡回することによって発車時間、待ち時間が非常に異なる。全ての高校生が1カ所に、適当な場所に集まっていただくということを考えておりますけれども、こういったことでアンケートの結果では、利用するという回答、回答率が若干低かったけれども、運行する課題も多く、直ちに運行の可否を判断することには至らなかったわけであります。

これまでコミュニティバス運行していませんでしたが、多くの高校生が利用するJRの朝の一番列車及び夜の便に接続するコミュニティバスを10月と11月の2カ月間、試験運転をしてまいりました。その結果、朝の便では1日平均1.9人、夜の便では1日平均2.1人の乗車があったわけであります。家庭の事情かどうかわかりま

せんけれども、通学手段としてどうしてもバスが必要だという方もいらっしゃいますので、12月以降も引き続き行っており、平成29年の4月から本格的にこの形で運行したいというふうに考えているわけであります。

ただ、いずれにいたしましても、池田、幕別を両方とも上手に運行するには相当台数が必要でありますし、予算額でも御存じのとおり600万円現在に、さらにふやすということになると、相当金額がふえるわけであります。過日のPTAの連合会でもそういう形にとるよりも、みんなが平等で1カ月の現在5,000円を7,000円にしていればというお話もありまして、予算計上して認めていただいたようなところであり、非常にバスの運行については個々の条件がさまざま、クラブ活動・文化活動を行う方、学校別、さらには待っている時間は、子供をそのまま駅まで乗せていく方いろいろありまして、これらまとめて総合的に判断するのは、私の町では、財政的にはもう無理でないかというふうに判断をしているところでございます。

以上です。

●藤田議長 小笠原議員。

●2番小笠原議員 ただいま詳しく町長より御答弁をいただきました。また、御説明もいただきました。

そもそもこの案件は、去年の6月議会での私の一般質問において、近隣の町のJR駅まで車で送迎する父母の負担を軽減する方法として、通学支援用バス等交通支援策について、町長に考えを聞いたものであります。その後、この案件を考慮していただき、役場内において関係各課担当による、豊頃町地域交通検討会議を設置して、対応を協議していただきました。その後、高校通学バスに関するアンケート調査の結果により、このたびのコミュニティバス試験運行に至ったということではありますが、それにしてもアンケートの回答率が70世帯中31世帯、44%とは実に低く、愕然としている次第でございます。

さきに実施されたまちづくりに関するアンケート調査では、発送数1,470通、回収数569通、回収率40.4%の調査結果では、豊頃町の教育についての項目、「教育の充実には何が重要だと思いますか」の回答で、3番目に関心が高かったのが、高校通学バスの運行でありましたので、保護者の要望としてはもっと高いものがあると思っておりましてし、実現実行率の高い施策と思っておりましてので、大変残念であります。

しかしながら、今後においては高校通学者が豊頃駅をより利用しやすくするため、現在、運行しているコミュニティバスのそれぞれの利用時間に配慮した取り組みを行い、試験運行を参考として公共交通のあり方をさらなる検討課題として、保護者だけでなく通学する高校生の考えも反映できるよう、御配慮をお願いしたいものでありま

す。

我が町は、民間事業者による路線バスや都市間バスが走っていないことから、JRへの接続や買い物、通院などの利便性を確保するため、公共交通を整備・運行しており、その利用率は高く、町民の足として定着してきております。本年度予算においても、町長の概要説明でも述べられていたとおり、コミュニティバス運行業務委託事業及び福祉タクシー乗車券交付事業に1,319万1,000円を計上しており、今後も利用者のニーズに沿った運行を御検討いただけるようよろしくお願い申し上げます。町長の改選期ではありますが、このことについては、以降も検討願いたいということで、よろしくお願いいたします。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 現実的に、高校生のバス利用については、非常にバスの実際運行しておりますけれども、乗車が先ほど言ったとおり1人か2人、そこに本当に何百万円も投入していいのかどうかというのは、皆さん方の税金を使うわけですから、できるだけ平等な税金の使い方をしたい。現実的に、列車を利用して買い物に行かれる方は本当に少ないというか、1人か2人に限られて、それが毎日でなくて月に1回か2回でございますので、今までどおり数は少なくとも、朝の豊頃駅への今までやっておりますのを、継続して続行したいというふうに考えております。

したがいまして、町内のコミュニティバスはもちろんですけれども、そういった社会的立場の弱い方、お年寄りの方については、今、タクシー券を出しておりますので、これらの見直しもまた考えていかなければならないというふうに思っております。できるだけ本来的には、そういった交通機関を利用していただければいいのですが、いかんせん御存じのとおり、私の町は非常にこういった不便さがございますので、今後ともできるだけ高校生の方々が、不便を来さないように努力をいたしたいと思っておりますが、先ほど言ったとおり、非常に各家庭でみずから送っていくのが多いものですから、早く駅に行ったり、遅く迎えに行くなんていうことはほとんど難しい。担当者もそれぞれ検討しております。今後、また、それなりにいい方法なり、適切な運行方法ができるならば、前向きに努力していきたいというふうに考えております。

以上です。

●藤田議長 小笠原議員。

●2番小笠原議員 ただいま町長に御答弁をいただきまして、ありがとうございます。

就学関係に関することにつきましては、やはり町村の体力的なものもありますし、予算的なものも含めて、結構、我が町といたしましては若い世代にそれぞれ配慮し

て、助成金等も割り振ってございます。特に、高校就学助成金等につきましては5,000円から7,000円にアップということで、町長にも特段の配慮を願ったわけでございます。今後ともこういったコミュニティバスを利用した形の中で、高校生の交通の補助的なものも考えていただけたらということで、このことにつきましては順次職員の方とを考えていただき、よろしくお願ひしたいなということをお願いして、この質問を終わらせていただきます。

●藤田議長 これで、一般質問を終わります。

◎ 意見書案第1号

●藤田議長 日程第4 意見書案第1号所得税法第56条及び関連条項の見直しを求める意見書の提出についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

1 番中村純也議員

●1 番中村議員 意見書案第1号。提出者、豊頃町議会議員中村純也。賛成者、豊頃町議会議員小笠原茂人、同上大崎英樹、同上岩井明。

所得税法第56条及び関連条項の見直しを求める意見書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

所得税法第56条及び関連条項の見直しを求める意見書。

所得税法第56条は家長制度の廃止により、個人単位主義を原則としたことで、家族間で所得を分散し、不当に累進課税を逃れる租税回避的な行為が横行することを防止する趣旨のもと制定された条項である。

しかし、法が制定された昭和25年当時と比べると、女性の社会進出や家族観など社会通念も大きく変化した今日、伝統的な法解釈だけで合理的な判断を下すことが困難な時代背景となっている。

事業主の所得から控除される自家労賃は、配偶者の場合でも86万円、家族で50万円だけであり、このわずかな控除額が、家族従業者の所得とみなされるため、子どもが結婚しても家や車のローンも事業主名でなければ組めないなど、社会的にも経済的にも全く自立できず、後継者育成にも大きな妨げとなっている。

よって、国においては、自家労賃が必要経費として認められるよう、時代に即した概念のもとに、抜本的な税制改正の議論の中で見直しを図ることを求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

提出先、内閣総理大臣、財務大臣、法務大臣。

以上。

●藤田議長 これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、意見書案第1号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第1号は、原案のとおり可決されました。

◎ 委員会の閉会中の所掌及び所管事務調査の申し出

●藤田議長 日程第5 委員会の閉会中の所掌及び所管事務調査の申し出の件を議題とします。

議会運営委員長、総務文教常任委員長及び産業厚生常任委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の所掌及び所管事務調査の申し出がありました。

お諮りします。

議会運営委員長、総務文教常任委員長及び産業厚生常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の所掌及び所管事務調査とすることに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所掌及び所管事務調査とすることに決定しました。

◎ 会期中の閉会

●藤田議長 日程第6 会期中の閉会の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

◎ 町長挨拶

●藤田議長 ただいま、宮口孝町長からの発言の申し出がありました。これを許します。

宮口町長。

●宮口町長 ただいま議長のお許しをいただきましたので、一言お礼を申し上げます。

来る4月22日で、私に与えられました任期が間もなく終えようとしております。顧みますと、この4年間、行政全般にわたり議員各位には適切なる御意見、御指導、御協力を賜り、おかげさまで私も協働のまちづくりに職員とともに奔走することができました。さらに加えて、町民の温かい御支援のもと、我が町の暮らしを守ることができ、今、安堵しているところでございます。本当にありがとうございました。深く感謝を申し上げます。

また、基幹産業の農業、漁業、林業を初め商工業の各団体におかれましては、お互いに協力、理解し合い、町の行く末を思っていたいただき、各事業の推進や各種イベントに積極的に参加、御協力をいただきましたこと、改めて感謝の念でいっぱいでございます。今、行政を取り巻く環境は、今後とも厳しさを増してくるかと思いますが、職員が一丸となって健全財政を守り、しっかりと町民を守っていただけると確信をしております。

結びになりますが、議員各位のさらなる御活躍と町政のますますの発展を念じ申し上げ、まことに簡単措辞でありますけれども、お礼の言葉にかえさせていただきます。大変お世話になりました。ありがとうございます。

●藤田議長 ありがとうございます。

◎ 閉議宣告

●藤田議長 これで、本日の会議を閉じます。

◎ 閉会宣告

●藤田議長 これをもって、平成29年第1回豊頃町議会定例会を閉会します。

午前11時01分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名します。

議 長

署名議員

署名議員